

奈良先端科学技術大学院大学データ駆動型サイエンス創造センターの運営に関する規程

平成29年4月18日
規程第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学データ駆動型サイエンス創造センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(センター長)

第2条 データ駆動型サイエンス創造センター長（以下「センター長」という。）は、センターの業務を統括する。

(副センター長)

第3条 センターに、センター長を補佐するため、副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学長が指名する。
- 3 副センター長の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、副センター長の在職する期間は、当該副センター長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(組織)

第4条 センターに、データサイエンス部門、バイオインフォマティクス部門、マテリアルズ・インフォマティクス部門、国際教育研究連携部門、社会実装部門を置き、それぞれ教員で構成する。

- 2 前項に規定する各部門は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) データサイエンス部門にあつては、情報科学分野におけるデータ駆動型サイエンスの手法を導入した新たな教育研究
 - (2) バイオインフォマティクス部門にあつては、バイオサイエンス分野におけるデータ駆動型サイエンスの手法を導入した新たな教育研究
 - (3) マテリアルズ・インフォマティクス部門にあつては、物質創成科学分野におけるデータ駆動型サイエンスの手法を導入した新たな教育研究
 - (4) 国際教育研究連携部門にあつては、データ駆動型サイエンスの手法を用いた研究を展開する国内外の機関との連携に関する業務
 - (5) 社会実装部門にあつては、データ駆動型サイエンスの手法を用いた研究成果の社会実装に関する業務

(部門長)

第5条 前条の部門にそれぞれ部門長を置き、学長が指名する者をもって充て

- る。
- 2 部門長は、それぞれの部門に係る業務を掌理する。
 - 3 部門長の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、部門長の在職する期間は、当該部門長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(データ駆動型サイエンス創造センター運営会議)

第6条 センターに関する重要事項を審議するため、センターにデータ駆動型サイエンス創造センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 各領域長
 - (4) 第5条に規定する各部門長
 - (5) 企画・教育部長
 - (6) 研究・国際部長
- 2 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
 - 3 議長は、運営会議を主宰する。
 - 4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が議長の職務を代理する。
 - 5 議長が必要と認めたときは、第1項に規定する委員以外の者を出席させることができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。